

程度は当該建材を使用する可能性があることを根拠とするものであると解されるところ、その可能性は、それほど大きなものとはいひ難い。

この点、1審原告らは、シェア10%の建材でも、当該被災者が10件の建設現場を経験したときにこれを1回以上取り扱う確率は、確率計算上、約65%，20件の建設現場を経験したときは、約88%，30件の建設現場を経験したときは、約96%となり、本件の被災者らは、実際には、数百から1000を超える建設現場を経験しているから、上記の確率論からすれば、シェアが概ね10%を超える1審被告企業らの加害行為が1回以上到達したことは明らかである旨主張する。

しかし、シェア（一定の集団内の割合）を確率と同視して数学的に計算するためには、あるシェアの下での現場での建材の出現頻度が均等であり、かつ、建設作業従事者が建設現場に赴く行為が独立な試行であるという前提を充たす必要があると解されるところ（このような事情は、そもそも数学的な確率計算を許容する前提事情であるから、その反対事情が、1審被告企業らにおいて反証すべき特別な事情に当たるものではない。），後記(エ)のとおり、メーカーが出荷した後の流通経路、当該建築物の性質及び用途、建築費用（建材の価格）、具体的な建設現場と建材の製造工場ないし保管場所との距離（運搬の容易さ）、建築を請け負ったゼネコンや下請業者らの取引関係等の様々な個別的要因を考慮すると、上記の確率計算の前提事情が満たされていとは認め難いというべきである。

仮に、上記のような確率計算の前提事情に影響を与える個別的要因を考慮に入れるとしても、その個別的要因の与える影響が統計的に一般的に無視し得る程度のものかどうかについて的確に判断すべき証拠は見当たらず、確率計算に依拠して「主要曝露建材」の到達を認める

ことはできない。

b 1審被告企業らのシェアの認定について

1審原告らは、別紙8「シェア一覧」の「甲号証」欄に記載のある甲号証（シェアに関する資料）は、相当な信用性があり、これらの資料によってシェアを認定することは合理的である旨主張する。

また、1審原告らは、1審被告企業らにおいて、自社が製造又は販売する建材のシェアについて資料を保有していないとは考え難く、1審原告らの提出するシェアに関する資料が不十分であるというのであれば、そのような点については、1審被告企業らが立証責任を負うべきである旨主張する。

そこで、検討するに、上記甲号証は、いずれもシェアに関する調査報告書であるところ、矢野経済研究所、東洋化学経済研究所、富士経済、マーケティング商品研究所等の民間企業や建築同友会等の民間団体が作成したものであり、シェアの根拠となる第一次的資料の出所が不明なものが多く、その数値も推定値が多く用いられており、その推定の根拠も明らかではない上、制度的にその数値の信用性が担保されている資料でもない。

そもそも、本来、市場調査会社等が作成する前記のような調査報告書は、市場の動向を探るため業界関係者が参照する便宜に供する点にその作成目的があるのであって（弁論の全趣旨）、その作成目的に照らして、その第一次的資料の出典やシェアの推定根拠を明らかにすることまで求められていないから、制度的にその資料や数値の信用性・正確性を担保する必要がないものである。むしろ、これらの調査報告書をその作成目的外の石綿含有建材の製造又は販売企業に対する責任追及の目的で利用する場合には、その証明力に自ずと限界があるものであると解される。

また、これらの調査報告書は、建材が製造されている期間の全期間にわたって、同一の出典から継続的に作成されているものではなく、ある特定時期の建材ごとに異なる出典からの連續性のない断片的資料にすぎない。

したがって、1審原告らが主張する建材ごとの各1審被告企業のシェア及びシェアを占めていた時期（期間）は、1審原告らが提出する前記の資料のみでは、的確に認定し得ないものである。

他方で、各1審被告企業の出荷量が建材市場において占めるシェアは、建材市場において競合する他社のデータがなければ、正確には分からぬものであるところ、各1審被告企業が、競合他社の出荷量のデータを保持していることをうかがわせる証拠はないから、各1審被告企業において、自社が製造又は販売する建材のシェアに関する資料を提出しなかつたとしても、そのことをもって、1審原告らが提出する資料によって、1審原告らが主張するシェアを認定し得るというものではない。

また、1審被告企業らが、昭和40年代や昭和50年代の古い時期の自社のみの出荷量に関する資料を保持していなかつたとしても、上記の時期は、第一事件に係る本件訴訟の提起時から少なくとも25年以前の時期であるから、そのこと自体は一概に不自然であるとはいはず、1審被告企業らにおいて、これらの資料を提出しなかつたからといって、そのことをもって、1審原告らが提出する資料によって、1審原告らが主張するシェアを認定し得るというものでもない。

この点、前記のとおり、1審原告らは、1審被告企業らにおいて、自社が製造又は販売する建材のシェアについて資料を保有していないとは考え難いから、1審原告らの提出するシェアに関する資料が不十分であるというのであれば、そのような点については、1審被告企業

らが立証責任を負うべきである旨主張する。

しかし、前記のとおり、1審被告企業らがシェアに関する資料を保有していないとは考え難いと認定することはできないから、1審原告らの上記主張はその前提において採用し難いし、シェアの認定は、不法行為における因果関係推定の前提事実である共同行為者の特定（前記2(1)参照）と関係するものであることに照らすと、1審原告らが主張する本件事案の特殊性を考慮に入れても、共同行為者の事実の認定（シェアの認定を含む。）の証明度を軽減又は緩和すべきであるとはいえない。

(エ) 前記③の被災者らの建設現場数や製品の製造期間と就労期間の重複について—建材選定の偶然性について

被災者らの建設現場数や一定のシェアを有する製品の製造期間と被災者らの就労期間が重複するといった事情が、建材の到達を推認させるためには、被災者らにとって、建材が偶然的要素によって決定されることが前提となる。すなわち、この点、1審原告らは、次のように主張している。被災者らが就労した建設現場において、どのメーカーの建材が使用されていたかは、被災者らにとって、偶然的な要素で決定されていたため、経験した現場の総体としては、概ねシェアに応じた割合で各メーカーの製品が使用されていたと推測される旨主張する。

しかし、建設現場において、建設作業従事者が、実際にいかなる建材を使用することになるのかは、たとえ建材の選択に建設作業従事者が関与していないとも、建設現場ごとの偶然的な要素によって左右されるものではない。言い換えれば、それは、建材市場への流通量（シェア）と被災者らの現場数や作業従事期間（ないし当該製品の製造又は販売期間と重複する期間）の長さに主として依存するものではなく、建築を請け負ったゼネコンや下請業者らの取引関係、メーカーが出荷した後の流通

経路（特約店、販売店、工事店、ハウスメーカー等）、当該建築物の性質及び用途、建築費用（建材の価格）、具体的な建設現場と建材の製造工場ないし保管場所との距離（運搬の容易さ）等の様々な個別的要因に主として依存するものであると推認される。（弁論の全趣旨）

したがって、建設現場において、建設作業従事者が、実際にいかなる建材を使用することになるのかは、たとえ建材の選択に建設作業従事者が関与していないとも、建設現場ごとの偶然的な要素によって左右されるものではなく、前記で説示した様々な個別的要因によって左右されるものであると認められる。

(オ) 前記④の「主要曝露建材」の被災者らに相当多数回にわたり到達した高度の蓋然性が認められるかどうかについて

a 1審原告らの供述ないし陳述について

以上のとおり、1審原告らが主張する「主要曝露建材」として特定された建材が、被災者らの作業従事期間中にどこかの建設現場に上記建材が到達していたかもしれないという抽象的な可能性の程度を超えて、現実に被災者らが作業していた特定の建設現場に到達したことを推認することは困難であるといわざるを得ない。このほか、1審原告らが被告としている1審被告企業らの製造又は販売した建材が、被災者らが作業していた特定の建設現場に到達したことを認めるに足りる客観的証拠は見当たらない。

この点、1審原告らの中には、建設現場での具体的な建材名を挙げてその企業名を指摘する者もいる（甲A530（6頁）、甲D1第5号証（6頁）、甲D15第5号証（6頁）、甲D27第5号証（5頁）、甲D37第5号証（4、5頁）、甲D50第4号証（6、7頁）、甲D51第4号証（5頁）、甲D52第5号証（5、10頁）、甲D55第5号証（7ないし10頁）、甲D57第5号証（4頁）、甲D6

4第5号証（5頁），甲D69第4号証（7頁），甲D71第5号証（5頁），甲D73第4号証（4頁），甲D87第5号証（6頁。ただし，1審原告1-87 [ ] の署名押印を欠いている。），甲D88第4号証（5頁），甲D90第5号証（4頁），甲D96第5号証（6頁），甲D103第4号証（5頁），甲D104第5号証（4，5頁），甲D106第5号証（6，7頁），甲D123第5号証（6，7頁），甲D125第4号証（5頁），甲D130第5号証（4頁），甲D131第4号証（7頁），甲D136第4号証（4頁），甲D208第4号証（5頁），甲D215第5号証（5，6頁），甲D310第4号証（6頁），甲D2-3第5号証（8，9頁），甲D2-6第5号証（5頁），甲D2-11第4号証（5頁），甲D2-13第5号証（6，7頁），甲D2-19第5号証（5頁），甲D2-24第5号証（6ないし8頁），甲D2-39第4号証（4頁。ただし，1審原告2-39 [ ] の署名押印を欠いている。），甲D2-45第4号証（5頁），甲D2-46第4号証（5頁），甲D2-48第4号証（5頁），甲D2-49第5号証（5，6頁。ただし，1審原告2-49 [ ] の被承継人亡 [ ] の署名押印を欠いている。），甲D2-51第5号証（5頁），甲D2-53第5号証（5，6頁），甲D2-54第5号証（6頁），甲D2-57第5号証（6頁），甲D2-59第5号証（5頁），甲D2-62第4号証（7頁），甲D2-64第5号証（5頁），甲D2-66第5号証（5，6頁），甲D2-69第5号証（5頁），甲D2-75第5号証（6，10頁），甲D2-77第5号証（7頁），甲D2-89第4号証（5頁），甲D2-90第5号証（5ないし7頁），甲D2-90第6号証（1，2頁），甲D2-90第7号証（2ないし9頁），甲D2-93第4号証（6ないし9頁），甲D2-106第4号証（8，9頁），甲D2-10

8第6号証（7, 8頁），甲D2-112第5号証（5頁），甲D2-211第5号証（3, 4頁），甲D2-218第4号証（5頁），甲D2-301第4号証（4, 5頁），甲D2-303第4号証（5, 6頁），当審・1審原告2-3 [ ] (調書19, 20, 32ないし34, 38頁)，当審・1審原告2-77 [ ] (調書7, 8, 44, 45頁)，当審・1審原告2-90 [ ] (調書12ないし15, 30, 31, 33頁)，当審・1審原告2-211 [ ] (調書16, 17頁))。

仮に，1審原告らが供述ないし陳述をするとおり，1審原告らにおいて，建設現場にあった具体的な建材の商品名や製造メーカーについて記憶があったとしても，そのことから，直ちにその建材がいつどこで製造又は販売されたもので，それがどの時期にどの建設現場において使用されたものかを的確に特定し得るものではない。また，1審原告らの中には，特定の建設現場において，具体的な建材名を挙げて，これを使用したことがあると陳述をする者もいる（甲D55第5号証，甲D215第5号証，甲D2-24第5号証，甲D2-90第5号証，甲D2-90第7号証）。

しかし，1審原告らの上記陳述に格別の裏付証拠があるわけではなく，仮に，その事実を前提にしたとしても，前記と同様，建材の建設現場への具体的な到達の事実を証明し得るものではない。

- b 1審原告らが逐一的競合の要件を満たすと主張している者について  
前記2(4)イ(ア)ないし(ウ)のとおり，1審原告らは，1審原告らのうち，  
特定の職種の者については，混和材（1審被告ノザワ），吹付石綿（1.  
審被告ニチアス及び1審被告ノザワ。注意義務の発生時期によっては，  
1審被告エーアンドエーマテリアルを含む。），保温材（1審被告エー  
アンドエーマテリアル。ただし，1審原告2-211 [ ] については，  
1審被告エーアンドエーマテリアル及び1審被告ニチアス）及び石綿

セメント筒（1審被告エーアンドエーマテリアル）が、上記各製品と関係する作業に従事していた被災者らとの関係で到達している旨主張する。

しかし、前記aのとおり、1審原告らが主張するこれらの製品についても、1審原告（被災者）らの建設現場に到達したことを示す的確な証拠はない。

#### ウ まとめ

したがって、重合的類型に関する1審原告らの主張は採用することができない。

#### 4 時機に後れた攻撃防御方法の却下の申立て等について

1審被告企業らの一部は、1審原告らの共同不法行為に係る予備的主張につき、民事訴訟法157条1項に基づく却下を求める（なお、1審被告企業らの中には、予備的控訴が、訴えの変更を含むものであれば、その訴えの変更は、訴えの変更が許されない旨主張する者もいるが、1審原告らの予備的控訴は、訴えの変更（追加）を含むものではないと解されるので（第2章第1節第2参照），この点については判断しない。）。

本件において、1審原告らの上記主張及びその関係書証の提出並びにその当事者尋問又は証人尋問によって、本来あるべき訴訟の完結時期と比較しても、本件訴訟の完結時期を遅延させるものとは認められないから、1審被告企業らの上記各申立てはいずれも理由がない。

#### 第5 民法719条1項前段及び後段（類推適用を含む。）に係る1審被告企業らの責任についての結論

これまで検討したとおり、前記第2の間接曝露等を含む関連共同性に基づく共同不法行為に関する主位的主張、前記第3の直接曝露による関連共同性に基づく共同不法行為に関する予備的主張及び前記第4の行為の危険性に基づく「加害者不明の共同不法行為」に関する予備的主張は、民法719条1項前段の「共

同の不法行為」ないし同項後段の「共同行為」という加害行為自体が証明されているとはいえないから、いずれも採用することができない。

したがって、前記第1で判断を留保した1審原告ら主張の1審被告企業ら（屋外作業に係る建設作業従事者が使用する石綿含有建材の製造又は販売企業を除く。）の警告義務違反の過失の有無については、判断を加えないこととする。

#### 第6 製造物責任法3条に基づく責任等について

前記第2ないし第4のとおり、1審被告企業ら相互に強い関連共同性又は弱い関連共同性の要件を満たすものとは認められず、また、択一的競合又は重合的競合の要件を満たすものとも認められないから、本件において、製造物責任法に、民法719条1項前段又は後段（類推適用を含む。）を適用して、1審原告らが主張する製造物の欠陥と被災者らの権利侵害との間の個別的因果関係を擬制ないし推定する余地はないというべきである。

そして、前記第4の3(2)イのとおり、1審原告らが被告としている1審被告企業らの製造又は販売した建材が、製造物責任法が施行された平成7年7月1日以後、1審原告らの建設現場に現実に到達したことを認めるに足りる証拠はないから、1審原告らが主張する製造物の欠陥と被災者らの権利侵害との間の個別的因果関係を認めるに足りないというべきである。

したがって、その余の点について判断するまでもなく、製造物責任法に関する1審原告らの主張は、採用することができない。

以上のとおり、1審被告企業らの損害賠償責任が否定される以上、1審被告企業らの争点3に係る原審及び当審における各主張については、個別に判断を加えないこととする。

#### 第4節 争点4：損害等

第3節のとおり、石綿含有建材を製造又は販売した1審被告企業らは、1審原告らに対し、民法719条1項前段もしくは後段（類推適用を含む。）又は製造物責任法3条に基づき、損害賠償義務を負わない。そこで、以下では、1審被告

国の1審原告らに対する国賠法1条1項に基づく責任について検討する。

## 第1 1審被告国の責任の内容

### 1 1審被告国が責任を負わない被災者ら

#### (1) 1審被告国の本件責任期間対象外の被災者ら

前記第1節第5の2(5)のとおり、1審被告国（労働大臣等）は、遅くとも昭和50年改正特化則の施行日である昭和50年10月1日以降、建設屋内で石綿粉じん暴露作業（石綿吹付け作業を含む。）に従事する労働者である建設作業従事者に対する関係で、事業者に対し、防じんマスクにつき、直接的かつ明確な規定をもって着用を義務付けること、並びに建材メーカー等に対し、石綿含有量が重量比で5%以下のものを含めて、石綿含有建材への警告表示の内容につき、石綿関連疾患の具体的な内容及び症状等、並びに防じんマスク着用の必要に関する記載をより具体的に表示するよう指導すること及び事業者に対し、石綿含有量が重量比で5%以下のものを含めて、建設現場における警告表示（掲示）の内容につき、石綿関連疾患の具体的な内容及び症状等、並びに防じんマスク着用の必要について具体的に記載することを義務付けること、以上について、石綿の含有量が重量1%超のものの製造等が禁止された平成15年改正安衛令施行日の前日である平成16年9月30日までの本件責任期間において、1審被告国が規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法であり、1審被告国の過失であると認められる。

しかし、1審原告1-19の被承継人亡[REDACTED]、1審原告1-129の被承継人亡[REDACTED]及び1審原告1-208の被承継人亡[REDACTED]については、その主張に係る作業従事期間と1審被告国との本件責任期間とが重なってはいないから、1審被告国は、これらの者に対して国賠法1条1項の責任を負うものとは認められない。

したがって、1審原告1-19[REDACTED]、1審原告1-129[REDACTED]、1審原告1-208-1[REDACTED]、1審原告1-208-2[REDACTED]及び1審

原告 1-208-3 [REDACTED] の 1 審被告国に対する国賠法 1 条 1 項に基づく損害賠償請求は理由がない。

- (2) 1 審被告国が責任を負うべき屋内作業従事者であるとはいえない被災者ら  
ア 屋内作業従事者であるとはいえない可能性のある職種

前記(1)のとおり、1 審被告国は、本件責任期間内の規制権限の不行使についても、屋内作業従事とはいえない建設作業従事者に対しては、国賠法 1 条 1 項の責任を負わない。

そこで、被災者らのうち、屋内作業従事者とはいえない職種の建設作業従事者は誰なのかが問題となる。

そこで、1 審原告（被災者）らの職種について検討するに、証拠（甲 D 号証、甲 D 2 号証（いずれも枝番号分を含む。）。ただし、甲 D 2-24 第 5 号証及び甲 D 2-54 第 5 号証を除く。）及び弁論の全趣旨によれば、被災者らの職種は、以下の被災者らを除き、別紙 3-2 「認容額等一覧表」の「職種」欄に記載の職種のとおりであると認められる。

1 審原告 1-39 [REDACTED] の被承継人亡 [REDACTED] の職種は、甲 D 39 第 3 号証によれば、配管工、空調設備であると、1 審原告 1-71 [REDACTED] の石綿粉じんに曝露する職種は、甲 D 71 第 3 号証及び甲 D 71 第 5 号証によれば、とびである（土木工は、ダム建設工事における岩盤の掘削作業であり、石綿粉じんに曝露する作業であるとは認められない。）と、1 審原告 1-78 [REDACTED] の被承継人亡 [REDACTED] の職種は、甲 D 78 第 3 号証によれば、大工、配管工であると、1 審原告 1-309 [REDACTED] の被承継人亡 [REDACTED] の職種は、甲 D 309 第 3 号証及び甲 D 309 第 5 号証によれば、解体工、はつり工であると、それぞれ認められる。

1 審原告らの当審における職種に関する主張（別紙 5 「直接取扱い建材による予備的請求の請求額等一覧表」及び別紙 6 「主要曝露建材による予備的請求の請求額等一覧表」の各「職種」欄の記載を参照）は、上記の 1

審原告ら4名については、採用することができるが、その余の1審原告らについては、前記のとおり、別紙3—2「認容額等一覧表」の「職種」欄に記載の職種に反するものは、採用することができない。

さて、上記で認定した被災者らの各職種の一般的な作業内容は、前記第1節第3の1(10)のとおりであると認められるところ、これらによれば、主たる作業が屋外作業であり、屋内作業従事者であるとはいえない可能性のある職種は、電柱工（前記第1節第3の1(10)タ(イ)）、ブロック工（同(10)ツ）、板金工（同(10)ナ）、外装工（ボード工）（同(10)ニ）及び防水工（同(10)ヌ）であると認められる。

#### イ 職種ごとの検討

##### (ア) 電柱工

前記第1節第3の1(10)タ(イ)の電柱工の作業内容に照らすと、その作業は、屋外作業を中心とする作業であって、屋内作業であるとは認められない。

この点、電柱工を職務内容とする被災者は、1審原告1—218の被承継人亡[REDACTED]であるところ、同原告の供述録取書（甲D218第3号証）には、被承継人亡[REDACTED]は、建物の建築工事や解体工事のすぐ横で作業することが多く、石綿粉じんに曝露した旨の記載があるが（甲D218第3号証（2、3頁）），このことをもって、電柱工が、屋内作業に準じる程度に石綿粉じんに曝露する職務内容であったということはできず、電柱工は、屋内作業従事者であると認めることはできない。

##### (イ) ブロック工

前記第1節第3の1(10)ツのブロック工の作業内容に照らすと、これが、一般的に屋外作業を中心とする作業であるとはいえない。

また、ブロック工を職務内容とする被災者は、1審原告1—75[REDACTED]

の被承継人亡 [ ] , 1審原告2-58 [ ] の被承継人亡 [ ] 及び1審原告2-63 [ ] の被承継人亡 [ ] であるところ, [ ] の供述録取書(甲D75第3号証)及び亡 [ ] の供述録取書(甲D2-63第3号証)には, 亡 [ ] 及び亡 [ ] は, 間仕切り工事(屋内工事)に従事してきたとの記載がある([ ] の供述録取書(甲D2-58第3号証)には, ブロック工の具体的な作業内容の記載はないが, そのことは, 前記のブロック工の一般的な作業内容を否定するものではない。)。

したがって, ブロック工が, 屋外作業を中心とする職種であるということはできず, 屋内作業従事者であると認められる。

#### (ウ) 板金工

前記第1節第3の1(10)ナの板金工の作業内容に照らすと, その作業は, 屋外作業を中心とする作業であって, 屋内作業であるとは認められない。

板金工(屋根工)を職務内容とする被災者は, 1審原告1-48 [ ] の被承継人亡 [ ] (ただし, 板金工のほか, 解体工にも従事), 1審原告1-102 [ ] の被承継人亡 [ ] , 1審原告1-119 [ ] の被承継人亡 [ ] , 1審原告1-209 [ ] の被承継人亡 [ ] , 1審原告1-303 [ ] らの被承継人亡 [ ] , 1審原告2-20 [ ] の被承継人亡 [ ] (ただし, 板金工のほか, 内装工にも従事), 1審原告2-49 [ ] の被承継人亡 [ ] , 1審原告2-54 [ ] (ただし, 板金工のほか, 大工・解体工にも従事), 1審原告2-60-1 及び2 [ ] らの被承継人亡 [ ] (ただし, 板金工のほか, 大工にも従事)及び1審原告2-204 [ ] の被承継人亡 [ ] である。板金工のほかの職種にも従事していた1審原告1-48 [ ] の被承継人亡 [ ] , 1審原告2-20 [ ] の被承継人亡 [ ] , 1審原告2-54 [ ] 並びに1審原告2-60-1 及び2 [ ] らの被承継人亡 [ ] である。

■を除く、これらの6人の関係者の供述録取書（甲D102第3号証、甲D119第3号証、甲D209第3号証、甲D303第3号証、甲D2-49第3号証、甲D2-204第3号証）には、被災者らが屋内作業に従事していたことをうかがわせる記載は見当たらない。

なお、1審原告1-303-1■の供述録取書（甲D303第3号証（2頁））及び原審での同人の尋問調書（18頁）には、■が、工事現場で粉じんが大量に発生する作業をすることがあったらしく、その粉じんが大変であったという話をしていた旨の記載があるが、その作業内容が明確ではなく、これらの記載をもって、■が板金工以外の石綿粉じんに曝露する屋内作業に従事していたことを認めるに足りない。

そして、■の供述録取書（甲A230の1（9、10頁））には、吹付け作業の補助・準備作業をしたことがあるとの記載があるが、その作業が板金工の一般的な作業内容であることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、上記被災者ら（1審原告1-102■の被承継人亡■、1審原告1-119■の被承継人亡■、1審原告1-209■の被承継人亡■、1審原告1-303■の被承継人亡■、1審原告2-49■の被承継人亡■及び1審原告2-204■の被承継人亡■）は、板金工として、屋外作業を中心とする作業に従事していたものであり、屋内作業従事者であると認めることはできない。

他方、板金工に加えて他の職種にも就いていた被災者ら（1審原告1-48■の被承継人亡■、1審原告2-20■の被承継人亡■、1審原告2-54■並びに1審原告2-60-1及び2■の被承継人亡■）については、板金工（屋根工）の作業従事期

間を除くその余の作業従事期間については、屋外作業を中心とする作業に従事していたとはいはず、屋内作業従事者であったと認められる。

(エ) 外装工（ボード工）

前記第1節第3の1(10)ニの外装工（ボード工）の作業内容に照らすと、その作業は、屋外作業を中心とする作業であって、屋内作業であるとは認められない。

外装工（ボード工）を職務内容とする被災者は、1審原告2-5 [ ] の被承継人亡 [ ] 及び1審原告2-80 [ ] の被承継人亡 [ ] であるところ、[ ] 及び1審原告2-80 [ ] の各供述録取書（甲D 2-5第3号証、甲D 2-80第3号証）には、屋内作業への言及はなく、[ ] の上記とは別の供述録取書（甲A 380）には、屋内作業に言及されているが、これが1審被告国の本件責任期間内のものかについては明確ではない。

したがって、外装工（ボード工）であった被災者らについては、1審被告国の本件責任期間において、屋内の工事に従事していたことを認めると足りる証拠はなく、屋内作業従事者であると認めることはできない。

(オ) 防水工

前記第1節第3の1(10)ヌの防水工の作業内容に照らすと、その作業は、屋外作業（建物の屋上等における防水工事）を含むものであると認められる。

防水工を職務内容とする被災者は、1審原告1-60 [ ] の被承継人亡 [ ] 、1審原告1-67 [ ] の被承継人亡 [ ] 、1審原告1-122 [ ] の被承継人亡 [ ] 及び1審原告2-102 [ ] の被承継人亡 [ ] であるところ、上記関係者の各供述録取書（甲D 60第3号証、甲D 67第3号証、甲D 122第3号証、甲D 2-102第3号証）には、屋内の防水工事に従事したことについての言及はな

い（なお、1審原告1-67の被承継人亡[ ]については、じん肺健康診断結果証明書（甲67第1号証の2）の「粉じん作業職歴」を見ても、そのほとんどが屋上防水と記載されている。）。

また、1審原告1-60の被承継人亡[ ]の供述録取書（甲A122の1（6, 9頁））及び原審での同人の尋問調書（3, 4頁）によれば、同人は、昭和50年頃から三幸工業で働いており、そこでは、ビル屋上の防水工事を中心に行っており、また、ベランダでも作業していた旨の記載があるから、同人は、かえって、1審被告国の本件責任期間において、屋外作業を中心に作業をしていたことになる。

したがって、防水工であった被災者らについては、1審被告国の本件責任期間において、屋内の工事に従事していたことを認めるに足りる証拠はなく、屋内作業従事者であると認めることはできない。

#### ウ まとめ

以上のとおり、電柱工（1審原告1-218の被承継人亡[ ]）、板金工（1審原告1-102の被承継人亡[ ]、1審原告1-119の被承継人亡[ ]、1審原告1-209の被承継人亡[ ]、1審原告1-303らの被承継人亡[ ]、1審原告2-49の被承継人亡[ ]及び1審原告2-204の被承継人亡[ ]）、外装工（ボード工）（1審原告2-5の被承継人亡[ ]及び1審原告2-80の被承継人亡[ ]）及び防水工（1審原告1-60の被承継人亡[ ]、1審原告1-67の被承継人亡[ ]、1審原告1-122の被承継人亡[ ]及び1審原告2-102らの被承継人亡[ ]）に従事していた被災者らに対しては、1審被告国は、国賠法1条1項の責任を負うものとは認められない。

したがって、これらの1審原告らの1審被告国に対する国賠法1条1項

に基づく損害賠償請求は理由がない。

## 2 1審被告国が責任を負うべき被災者ら

### (1) 石綿粉じんの間接曝露を中心とする被災者ら

前記第1節第3の1(10)キ（墨出し大工）、タ(イ)（電気保安工）及びヒ（現場監督）の各作業内容の事実によれば、これらの職種の者は、自ら石綿含有建材を切断・加工することができないため、自ら行った石綿曝露作業によって直接石綿粉じんに曝露することはないものと認められる。

しかし、上記各事実によれば、いずれの職種の者も、他の職種の建設作業従事者の作業により発生した石綿粉じんに曝露する間接曝露の危険性が認められ、前記第1節第3の2(2)イ(イ)によれば、1審被告国は、昭和48年には、建設屋内での石綿切断等作業（石綿吹付け作業を除く。）による直接又は間接の石綿粉じんの曝露によって、建設作業従事者が石綿関連疾患に罹患する危険性を予見することが可能であったというべきであるから、1審被告国は、前記職種の者が間接曝露を中心とする被災者であるということによって、本件責任期間内における国賠法1条1項の責任を免れることはできないというべきである。

### (2) 建設作業従事者である労働者及び一人親方等

#### ア 労働者

安衛法2条2号（労基法9条）の「労働者」に該当する建設屋内での石綿粉じん曝露作業に従事した建設作業従事者について、安衛法が適用されることは疑いないから、これらの者に対し、1審被告国は、本件責任期間において、安衛法22条、23条、27条1項又は57条に基づく規制権限を行使しなかったことは、国賠法1条1項の適用上違法になるものと解される。

1審原告1-209 [ ] (前記1(2)ウのとおり、1審被告国の責任対象外の被災者) を除けば、労働者としての作業従事期間（別紙3-2「認容

額等一覧表」の「作業従事期間」欄参照)については、これらの1審原告らと1審被告国との間で争いはない。

したがって、1審被告国は、労働者としての作業従事期間と1審被告国の本件責任期間とが重なっている1審原告(被災者)らに対し、労働者である被災者らが建設作業従事によって石綿関連疾患に罹患し、1審被告国が規制権限を行使していたならば、その罹患ないし拡大を回避し得たといえる限り(この点は、後記第3で判断する。)，国賠法1条1項の責任を負う。

なお、1審原告1-126の被承継人亡は、安衛法上の労働者でなかった期間(昭和56年ないし平成14年までの間)について、平成2年までは大工として建設作業に従事していた旨主張するが、これを認めるに足りる的確な証拠はないから、争いがない労働者としての作業従事期間(昭和38年4月ないし昭和56年までの間)について、1審被告国の責任の有無を判断するのが相当である。

#### イ 一人親方等

前記第1節第7の4のとおり、1審被告国の労働者に対する関係での警告表示の義務付けに係る規制権限の不行使が違法となる場合、一人親方等(一人親方、事業主)との関係でも、本件責任期間において、国賠法1条1項の適用上、違法になるものと解される。

証拠(甲D号証、甲D2号証(いずれも枝番号分を含む。))及び弁論の全趣旨によれば、被災者らのうち、一人親方等に該当する者及びその作業従事期間は、別紙3-2「認容額等一覧表」の「作業従事期間」欄に記載のとおりであり、本件の被災者らのうち、一人親方等に当たる者は、その加入対象となり得る資格(前記第1節第7の4(2)イ参照)を有する者であったと認められる。

したがって、1審被告国は、一人親方等としての作業従事期間と1審被

告国の本件責任期間とが重なっている被災者（1審原告）らに対し、一人親方等である被災者らが建設作業従事によって石綿関連疾患に罹患し、1審被告国が規制権限を行使していたならば、その罹患ないし拡大を回避し得たといえる限り（この点は、後記第3で判断する。），国賠法1条1項の責任を負う。

## 第2 被災者らの石綿関連疾患への罹患及びその罹患が建設作業に起因すること

### 1 被災者らの石綿関連疾患への罹患

#### (1) 石綿関連疾患に罹患したとして労災認定を受けている者

##### ア 認定事実

当審判決・前提事実第6によれば、次のとおりの事実が認められる（以下の事実のことを、第2において、「認定事実」と略称する。）。

##### (ア) 石綿認定基準

石綿認定基準は、石綿曝露作業について、石綿鉱山等における作業、倉庫内等における石綿原料等の袋詰め又は運搬作業、石綿製品の製造工程における作業のほか、石綿の吹付け作業、耐熱性の石綿製品を用いて行う断熱若しくは保温のための被覆又はその補修作業、石綿製品の切断等の加工作業、石綿製品が被覆材又は建材として用いられている建物、その附属施設等の補修又は解体作業、石綿製品が用いられている船舶又は車両の補修又は解体作業、石綿を不純物として含有する鉱物等の取扱い作業、以上に掲げるもののほか、これらの作業と同程度以上に石綿粉じんの曝露を受ける作業、及びこれらの作業の周辺等において、間接的な曝露を受ける作業をいうとしている。

##### (イ) 石綿肺の認定要件

石綿曝露作業に従事しているか又は従事したことのある石綿曝露労働者（労災保険法33条に規定する特別加入者を含む。）に発生した疾病であり、エックス線写真の像によって第1型から第4型に区分され、じん

肺管理区分に基づき、管理4に該当する石綿肺等は、業務上の疾病として取り扱われる。

(ウ) 肺がんの認定要件

石綿曝露労働者に発症した原発性肺がんであって、石綿肺の所見が得られていること（じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるものに限る。），胸部エックス線検査、胸部CT検査等により、胸膜プラークが認められ、かつ、石綿曝露作業への従事期間（石綿曝露労働者としての従事期間に限る。以下同じ。）が10年以上あること等のいずれかに該当するものは、最初の石綿曝露作業を開始したときから10年未満で発症したもの除き、業務上の疾病として取り扱われる。

(エ) 中皮腫の認定要件

石綿曝露労働者に発症した胸膜、腹膜、心膜又は精巣鞘膜の中皮腫であって、①石綿肺の所見が得られていること（じん肺法に定める胸部エックス線写真の像が第1型以上であるものに限る。），又は②石綿曝露作業の従事期間が1年以上あることに該当するものは、最初の石綿曝露作業を開始したときから10年未満で発症したもの除き、業務上の疾病として取り扱われる。

(オ) びまん性胸膜肥厚の認定要件

石綿曝露労働者に発症したびまん性胸膜肥厚であって、胸部CT画像上、肥厚の広がりが、片側にのみ肥厚がある場合は側胸壁の1/2以上、両側に肥厚がある場合は側胸壁の1/4以上あるものであること、著しい呼吸機能障害を伴うこと、石綿曝露作業への従事期間が3年以上あることのいずれの要件にも該当する場合には、業務上の疾病として取り扱われる。

(カ) 良性石綿胸水

全事案につき、関係資料を添えて本省と協議するものとされている。

## イ 検討

前記アの認定事実からすると、石綿曝露作業に従事し、石綿関連疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）に罹患したとして、労災認定を受けるためには、被災者の石綿曝露作業への従事期間に、胸部エックス線写真を中心とした客観的な医学的資料等を総合して、場合によっては、本省とも協議の上、慎重な判断を要するものであるから、石綿関連疾患に罹患したことを前提として労災認定を受けている事実は、被災者らが石綿関連疾患に罹患したことを強く推定させる事実ということができる。

この点、1審被告ニチアスは、1審原告らのうち、肺がんに罹患した者は、肺がんが石綿以外にも様々な原因によって発生する非特異性疾患であるため、労災認定等に係る要件を満たしただけでは、肺がんの石綿起因性（相当因果関係）の主張・立証としては足りない旨主張する。

しかし、前記のとおり、石綿曝露作業に従事し、石綿関連疾患（石綿肺、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水）に罹患したとして、労災認定を受けるためには、客観的な医学的資料を基礎として慎重な手続を経る必要があるのであるから、被災者らが石綿関連疾患に罹患したことを前提として労災認定を受けている事実は、被災者らの石綿関連疾患の石綿起因性を推定させる事実であると評価することができる。

したがって、1審被告ニチアスの前記主張は採用することができない。

そうすると、被災者らのうち、石綿関連疾患に罹患したことを前提に労災認定を受けている者については、そのこと自体から、被災者らが石綿関連疾患に罹患したものであると推認することができるというべきであり、本件において、その推認を左右する事情は見当たらない。

前記第1の1で判断したとおり、1審被告国が国賠法1条1項の責任を負わない1審原告ら及び後記(2)ないし(4)の1審原告らを除く、その余の1

審原告ら（別紙3—2「認容額等一覧表」の「労災等」欄にⒶと記載のある者）については、証拠（甲D号証、甲D2号証（いずれも枝番号分を含む。）のうち、上記で除外される1審原告らに関する書証を除く。）によれば、いずれも被災者らが石綿関連疾患に罹患したことを前提として、労災保険法の給付に係る支給決定がされているものと認められる。

したがって、これらの支給決定に係る被災者らについては、石綿関連疾患に罹患したものと推認されるというべきである。

## （2）石綿健康被害救済法の支給決定を受けている者

証拠（甲D36、甲D91、甲D93、甲D121、甲D132、甲D307（いずれも枝番号分を含む。））によれば、1審原告1-36■、1審原告1-91■、1審原告1-93■、1審原告1-121■、1審原告1-132-1■、1審原告1-307-1■（別紙3—2「認容額等一覧表」の「労災等」欄にⒶと記載のある1審原告ら）は、いずれも、労災補償保険上の給付ではなく、石綿健康被害救済法59条所定の特別遺族給付金の支給決定を受けた者であると認められる。

また、証拠（甲D2-301（枝番号分を含む。））によれば、1審原告2-301■（別紙3—2「認容額等一覧表」の「労災等」欄にⒶと記載のある1審原告）は、石綿健康被害救済法4条1項所定の医療費支給決定を受けた者であると認められる。

当審判決・前提事実第6の8によれば、石綿健康被害救済法4条1項に基づく支給金は、日本国内において石綿を吸入することにより指定疾病にかかった旨の認定を受けた者に対し、その請求に基づき、医療費を支給するものであり、また、同法59条1項に基づく死亡特別遺族給付金は、労災保険法の規定による遺族補償給付を受ける権利が時効によって消滅した者に対し、その請求に基づき支給するものであるから、これらの者についても、前記（1）の労災認定を受けた者に準じて考えることができ、上記各支給決定に係る被

災者らは、石綿関連疾患に罹患していたものと認めるのが相当である。

(3) 労災申請を棄却されている者

証拠（甲D94（枝番号分を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、1審原告1-94の被相続人（被災者）亡[ ]は、平成19年7月3日付けてじん肺管理区分管理4の認定を受け、極めて高度の呼吸不全状態であり、石綿による胸膜plaueを認める旨の診断を受けており、亡[ ]は、石綿粉じんに起因する石綿肺に罹患していたものと認められる。

もっとも、亡[ ]は、労災保険法に基づく労災申請をしたところ、これが棄却されている。しかし、その理由は、労働者等としての粉じん作業従事期間が事業主等としての粉じん作業従事期間より明らかには長いとは認められず、業務起因性が認められないとしたことにあるから（甲D94第3号証（3、4頁）），亡[ ]の労災申請が棄却されている事実は、同人が石綿肺に罹患していたとの前記の認定を左右するものではない。

したがって、亡[ ]は、石綿粉じんに起因する石綿肺に罹患していたものと認められる。

(4) 石綿肺に罹患したとの診断書がない者

1審原告らは、1審原告1-17[ ]、同2-38[ ]及び同2-74[ ]の3名につき、石綿肺に罹患している旨主張し、1審被告国がこの点を争っているので、以下、検討する。

この点についての当審の判断は、次のとおり付加訂正するほか、原判決分冊1・576頁15行目冒頭から578頁9行目末尾までのとおりであるから、これを引用する。

したがって、1審原告1-17[ ]、同2-38[ ]及び同2-74[ ]の3名については、石綿肺に罹患しているとは認められず、この点に関する1審原告らの主張は採用することができない。

（原判決分冊1の付加訂正）

ア 原判決分冊1・576頁22行目から23行目にかけての「太田病院」を「大田病院」と改める。

イ 原判決分冊1・578頁9行目末尾の次で改行し、以下のとおり加える。

「また、証拠（甲D17, 甲D2-38, 甲D2-74（枝番号分を含む。））によれば、1審原告1-17 [ ] , 同2-38 [ ] 及び同2-74 [ ] の3名が、これまで長期間にわたり、石綿粉じんに曝露する可能性のある作業に従事してきたこと、上記3名が提出するじん肺健康診断結果証明書に副雑音の記載（甲D17第1号証の2（2枚目））や付加的記載事項p1（胸膜肥厚等の胸膜の変化の意味である。）といった記載（甲D2-38第1号証の2の1（2枚目）、甲D2-74第1号証の2（2枚目））が認められるものの、これらの事実を考慮しても、前記のとおり、上記3名について、下肺野への不整形陰影をうかがわせる証拠がないこと、上記の各証明書に石綿肺の記載がなく、かえって、肺結核や珪肺症の記載があることに照らすと、上記3名が、石綿肺に罹患していたことを推認することは困難である。」

(5) 1審被告国が石綿肺への罹患を争っている者

1審被告国は、1審原告1-201 [ ] , 1審原告1-205 [ ] , 1審原告1-217 [ ] , 1審原告2-45 [ ] , 1審原告2-77 [ ] 及び1審原告2-204 [ ] の6名について、石綿肺への罹患を争っている。

1審原告2-204 [ ] については、前記1(2)ウのとおり、1審被告国は、国賠法1条1項の責任を負わないので、残りの5名について検討する。

上記5名が石綿肺に罹患していると認定し得ることについては、原判決分冊1・578頁19行目の「原告1-201 [ ] 」から580頁2行目末尾までのとおりであるから、これを引用する。

したがって、これらの者は、石綿関連疾患として石綿肺に罹患しているものと認められるから、1審被告国の上記主張は採用することができない。

(6) 1審被告企業らが石綿関連疾患への罹患及びその死因を争っている者

ア この点、1審被告ケイミューは、以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。），すなわち、1審原告1-48, 1-102, 1-303, 2-19, 2-38, 2-46, 2-49, 2-54, 2-60, 2-74, 2-82, 2-101, 2-204, 2-223, 2-303については、1審原告らが提出する労災関係資料等の証拠によても、石綿粉じんへの曝露と石綿関連疾患の罹患との間の因果関係が証明されているとはいえない旨主張する。

1審被告ケイミューが指摘する1審原告又は被災者のうち、1審被告国が責任を負わない者（1-102, 1-303, 2-38, 2-49, 2-74, 2-204）を除くと、1審原告1-48, 2-19, 2-46, 2-54, 2-60, 2-82, 2-101, 2-223, 2-303となるところ、証拠（上記原告番号に対応する甲D号証、甲D2号証（いずれも枝番号分を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、これらの者は、いずれも石綿関連疾患に罹患したことを前提に労災認定を受けている者（前記(1)イ）であると認められ、前掲各証拠から認められるこれらの者の職種による曝露態様（前記第1節第3の1(10)）をも併せ考慮すると、これらの者は、石綿粉じんに起因する石綿関連疾患に罹患したものと認められる。

なお、[ ] 大学医学部呼吸器内科学 [ ] 医師の「医学意見書」（乙ケ74）には、1審原告2-60 [ ] らの被承継人亡 [ ] の胸膜プラークは、中央環境審議会石綿健康被害判定小委員会作成の「医学的判定に係る資料に関する留意事項」（乙ケ73）で示されている肺がんの「発症リスク2倍に該当する医学的所見について」（同留意事項の6, 7頁）には該当しない旨の意見が述べられている。しかし、上記留意事項は、石綿健康被害救済法における迅速な医学的判定を行うための留意事項であつて（乙ケ73（1枚目）），その留意事項における基準は、医学的知見に

基づくものとして尊重されるべきであるとしても、この留意事項に該当しなければ、肺がんの石綿起因性が直ちに否定され、その者の石綿粉じんへの過去の曝露様態や曝露歴等の事情を総合判断して、肺がんの石綿起因性を判断することまで否定されるものとは解されない。

したがって、仮に、被承継人亡 [ ] の肺の胸膜プラークが、前記の留意事項には直接該当しない程度のものであったとしても、そのような胸膜プラークの存在に加え、被承継人亡 [ ] が、現に石綿関連疾患に罹患したことを前提として労災認定を受けていること（甲D 2-60（枝番号分を含む。）），被承継人亡 [ ] の過去の石綿粉じんへの曝露様態や曝露歴等の事情を総合判断して、被承継人亡 [ ] の肺がんの石綿起因性を肯定することは、前記の医学的判断と何ら矛盾するものではない。

よって、1審被告ケイミューの上記主張は、1審被告国が責任を負わない1審原告又は被災者を除き、採用することができない。

イ この点、1審被告倉敷紡績は、1審原告らが提出する労災関係資料等の証拠によっても、以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。），すなわち、1審原告1-5，1-7，1-26，1-31，1-40，1-45，1-57，1-59，1-70，1-87，1-93，1-107，1-123，1-138，1-139，1-205，1-207，1-209，2-2，2-13，2-19，2-24，2-38，2-49，2-51，2-53，2-54，2-57，2-69，2-74，2-82，2-106については、石綿粉じんへの曝露が原因で石綿関連疾患に罹患したこととの間の因果関係が明らかにされておらず、また、1審原告1-39及び2-16については、その被災者らの死亡と石綿粉じん曝露との間の因果関係は明らかにされていない旨主張する。

そこで、検討するに、1審被告倉敷紡績が指摘する1審原告又は被災者のうち、1審被告国が責任を負わない者（1審原告1-209，2-38，

2-49, 2-74) を除くと、1審原告1-5, 1-7, 1-26, 1-31, 1-39, 1-40, 1-45, 1-57, 1-59, 1-70, 1-87, 1-93, 1-107, 1-123, 1-138, 1-139, 1-205, 1-207, 2-2, 2-13, 2-16, 2-19, 2-24, 2-51, 2-53, 2-54, 2-57, 2-69, 2-82, 2-106となるところ、証拠（上記原告番号に対応する甲D号証、甲D2号証（いずれも枝番号分を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、これらの者は、いずれも石綿関連疾患に罹患したことを前提に労災認定を受けている者（前記(1)イ）であると認められ、前掲各証拠から認められるこれらの者の職種による曝露態様（前記第1節第3の1(10)）をも併せ考慮すると、これらの者は、石綿粉じんに起因する石綿関連疾患に罹患したものと認められる。

そして、1審原告1-39の被承継人亡[REDACTED]については、同人の直接死因は誤飲性肺炎（脳梗塞による慢性閉そく性肺疾患が原因）とされているが（甲D39第1号証の6），同人の肺機能はもともとびまん性胸膜肥厚等によって低下していたことがうかがえるから、同人の死亡は、上記各要因が相まって引き起こされたものと推認され、同人の死亡は、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患に起因しているものと認められる。

他方、1審原告2-16の被承継人亡[REDACTED]は、石綿肺・じん肺管理区分3イ相当・続発性気管支炎で労災認定を受けており（甲D2-16第1号証の1、甲D2-16第1号証の3），前記のとおり、その石綿肺は、石綿粉じん曝露に起因していると推認されるが、その死亡の原因是、脳幹出血とされており（甲D2-16第1号証の4），石綿粉じん曝露がその死亡原因であることを認めるに足りる証拠はない。

したがって、1審被告倉敷紡績の上記主張は、1審被告国が責任を負わない1審原告又は被災者、及び1審原告2-16の被承継人亡[REDACTED]

の石綿粉じん曝露と死亡との間の因果関係を争う限度で採用することができるが、その余の主張は、採用することができない。

ウ この点、1審被告太平洋セメントは、1審原告らが提出する労災関係資料等の証拠によっても、以下の1審原告又は被災者（原告番号のみで示す。）、すなわち、1審原告1-14, 1-61, 1-306, 2-8, 2-19, 2-30, 2-32, 2-38, 2-40, 2-46, 2-72, 2-88については、石綿粉じんへの曝露と石綿関連疾患の罹患との間の因果関係が明らかにされているとはいえず、かえって、その主たる原因是、肺がんに罹患した者については、これらの者の長期間にわたる多量の喫煙にあると考えられ、また、1審原告1-75の被承継人亡[ ]については、その被災者の死亡は既往症を原因とするものであり、肺がんに由来するものとはいえない旨主張する。

そこで、検討するに、1審被告太平洋セメントが指摘する1審原告又は被災者のうち、1審被告国が責任を負わない者（1審原告2-38）を除くと、1審原告1-14, 1-61, 1-75, 1-306, 2-8, 2-19, 2-30, 2-32, 2-40, 2-46, 2-72, 2-88となるところ、証拠（上記原告番号に対応する甲D号証、甲D2号証（いずれも枝番号分を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、これらの者は、いずれも石綿関連疾患に罹患したことを前提に労災認定を受けている者（前記(1)イ）であると認められ、前掲各証拠から認められるこれらの者の職種による曝露態様（前記第1節第3の1(10)）をも併せ考慮すると、これらの者は、石綿粉じんに起因する石綿関連疾患に罹患したものと認められる。

上記の判断は、これらの者（ただし、肺がんに罹患した者）の過去の喫煙歴を考慮しても、左右されるものではない。

そして、1審原告1-75の被承継人亡[ ]については、同人

の死因は食道がんであると認められるところ（甲D75第3号証（4, 5頁）），同人には，十二指腸がん及び口腔底がんの既往症が認められる一方で，石綿粉じんに起因する肺がんにも罹患しており，同人の食道がんは，石綿粉じんに起因する肺がんから転移したものとも考えられ，これを否定する医学的証拠も見当たらないことに照らすと，同人の死亡は，石綿関連疾患である肺がんに起因しているものと認められる。

したがって，1審被告太平洋セメントの上記主張は，1審被告国が責任を負わない1審原告2-38 [ ] を除き，採用することができない。

エ 1審被告ニチアスは，1審原告1-134 [ ] が主に曝露したのは，コンクリート粉じんやヒューム等であり，石綿粉じんではなく，労災認定を受けたのも「じん肺」とこれに合併する続発性気管支炎であって，石綿関連疾患であるびまん性胸膜肥厚ではないから，1審原告1-134 [ ] が罹患したじん肺は，石綿に起因する石綿肺とはいえない旨主張する。

確かに，1審原告1-134 [ ] の供述録取書（甲D134第3号証（5頁））には，同原告には，じん肺管理区分2相当の所見があるとのことで，労災療養・休業補償等決定通知を受けた旨の記載があるが，同原告は，医師により，高度の石綿による胸膜病変を有するとの診断を受けているのであるから（甲D134第1号証の2（2枚目）），このことに，1審原告1-134 [ ] の職種（前記第1の1(2)アのとおり，エレベーター設置工である。）による曝露態様（前記第1節第3の1(10)オ）をも併せ考慮すると，同原告は，石綿に起因する石綿肺及び続発性気管支炎に罹患していたものと認められる。

したがって，1審被告ニチアスの上記主張は採用することができない。

#### (7) まとめ

以上をまとめると，前記1審原告（被災者）らの石綿関連疾患罹患の有無及びその内容，被災者らの死亡の有無及び死因については，1審被告倉敷紡

績が争っている1審原告2-16の被承継人亡の死因が石綿粉じん曝露にあるのかという点を除き、別紙3-2「認容額等一覧表」の「石綿関連疾患」欄に記載のとおりである（1審原告2-16の被承継人亡の被災者の死因が石綿粉じん曝露にあるものとは認められない。）。

## 2 被災者らの石綿関連疾患への罹患が建設作業に起因すること

石綿関連疾患に罹患していると認められる被災者ら（ただし、1審被告国が国賠法1条1項の責任を負わない者を除く。）は、証拠（甲D号証、甲D2号証（いずれも枝番号分を含む。）及び1審原告らのうち、原審及び当審での尋問対象者となった者らの原審供述及び当審供述）によれば、いずれも、前記第1節第3の1(10)のいずれかの職種に属し（ただし、複数の職種にまたがる場合を含む。），これらの石綿粉じんに直接又は間接に曝露する可能性のある建設作業に従事してきたものと認められ、これらの作業内容は、前記1(1)アの石綿認定基準のいう石綿曝露作業に概ね合致するものであることをも併せ考慮すると、当該1審原告らは、石綿粉じんに直接又は間接に曝露する建設作業によって石綿に曝露し、その結果、石綿関連疾患に罹患したものと推認される。

したがって、被災者らの石綿関連疾患への罹患は、石綿粉じん曝露を伴う建設作業に起因するものであると認められる。

## 第3 1審被告国の規制権限の不行使（過失）と被災者らの石綿関連疾患罹患との間の相当因果関係

### 1 判断

1審被告国（労働大臣等）が、本件責任期間において、規制権限を適時にかつ適切に行使して、事業者に対し、建設屋内での石綿粉じん曝露作業に従事する建設作業従事者に対する関係で、防じんマスクにつき、直接的かつ明確な規定をもって着用を義務付けていたならば、昭和54年に粉じん則が施行され、はつり作業の事業者について、労働者に対する呼吸用保護具の使用等を義務付けたことによって、防じんマスクの着用率が高くなつたこと（第1節第4の1

(8)ウ(エ)e 参照) に照らすと、労働者に対する防じんマスクの着用が促進される蓋然性が高く、その結果として、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患への罹患ないし拡大が相当程度防止し得たものと認められる。

また、1審被告国が、本件責任期間において、規制権限を適時にかつ適切に行使して、建材メーカー等に対し、石綿含有量が重量比で5%以下のものを含めて、石綿含有建材への警告表示の内容につき、石綿関連疾患の具体的な内容及び症状等、防じんマスク着用の必要に関する記載を昭和50年表示方法通達の内容を改め、より具体化するよう通達で指導していたならば、既に昭和50年表示方法通達が発出され、一定の行政指導がされていることに照らすと、被指導者が新たな通達に基づく指導に従う蓋然性は高く、その指導の結果として、石綿粉じん曝露の危険性が周知されて、防じんマスクの着用が促進され、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患への罹患ないし拡大が相当程度防止し得たものと認められる。

そして、1審被告国が、本件責任期間において、規制権限を適時にかつ適切に行使して、事業者に対し、石綿含有量が重量比5%以下のものを含めて、石綿含有建材を使う建設現場における警告表示（掲示）の内容につき、石綿関連疾患の具体的な内容及び症状等、並びに防じんマスク着用の必要に関する記載をより具体的にするよう安衛法上の規制権限を行使して義務付けていたならば、上記建材の警告表示を目にする可能性が低い解体工等との関係でも、石綿粉じん曝露の危険性が周知されて、防じんマスクの着用が促進され、その結果、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患への罹患ないし拡大が相当程度防止し得たものと認められる。

したがって、1審被告国の規制権限の不行使（過失）と被災者らの石綿関連疾患罹患との間の相当因果関係が認められる。

## 2 1審被告国の主張に対する検討

(1) 1審被告国は、被災者らは、そのほとんどが、1審被告国の責任期間以外

に、労働者や一人親方等として、建設現場において石綿粉じんに曝露されたいた上、その曝露量より、1審被告国責任期間中の曝露量よりも多かった可能性が高い者もいるから、その場合、仮に、1審被告国が責任期間内に規制権限を行使していたとしても、被災者らが石綿関連疾患に罹患していた可能性は十分にある旨主張する。

しかし、被災者らが、1審被告国本件責任期間以外に建設現場において石綿粉じんに曝露されていたとしても、そのことによる石綿関連疾患罹患への影響と、1審被告国本件責任期間内における石綿粉じんに曝露による石綿関連疾患罹患への影響とは不可分に結び付いており、いずれの影響が大きいかは直ちに確定し難く、むしろ、その両者が不可分に結び付いて被災者らの石綿関連疾患の発症が生じたものと認められるから、たとえ被災者らが、1審被告国本件責任期間以外に建設現場において石綿粉じんの曝露を受けた事実があったとしても、そのことをもって、1審被告国規制権限の不行使と被災者らの石綿関連疾患発症との間の相当因果関係が否定されるものではない。

(2) 1審被告国は、昭和40年代以前の方が高濃度の石綿粉じんに曝露する機会があった可能性が高いから、1審被告国責任期間外、特に昭和40年代以前に石綿粉じん曝露があれば、1審被告国が責任期間内に規制権限を行使していたとしても、被災者らが石綿関連疾患に罹患しなかったといえるか疑問である旨主張する。

しかし、前記第1節第3の2(1)イによれば、我が国では、昭和40年代以降、建築産業において、石綿含有建材の需要が高まり、我が国の石綿の輸入量の7割を超える量の石綿が建材として使用され、また、電動工具の建設現場への浸透によって、建設作業従事者が石綿粉じんに直接又は間接に曝露する機会が増加し、石綿関連疾患の種々の調査の結果によても、昭和40年代以降、石綿粉じん曝露による石綿関連疾患罹患の危険性が客観的に高く

なっていたことが認められるから、昭和40年代以前の方が高濃度の石綿粉じんに曝露する機会があった可能性が高いということはできない。

したがって、1審被告国の上記主張はいずれも採用することができない。

#### 第4 被災者らの損害

##### 1 慰謝料額の原則的基準

(1) 1審原告らは、被災者らが受けた精神的苦痛につき、一律に3500万円の慰謝料額を請求している。そこで、その慰謝料額の基準について検討する。

この点の当審の判断は、次のとおり、付加訂正するほか、原判決分冊1・580頁18行目冒頭から583頁15行目末尾までのとおりであるから、これを引用する。

したがって、①じん肺管理区分管理2で合併症のある者は、1300万円、②管理3で合併症のある者は、1800万円、③肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚、良性石綿胸水又は管理4の者は、2200万円、④石綿関連疾患により死亡した者は、2500万円とするのが相当である。

(原判決分冊1の付加訂正)

ア 原判決分冊1・581頁19行目末尾の次に、「⑤良性石綿胸水は、自覚症状としては胸痛、発熱、咳嗽、呼吸困難などが挙げられ、無治療で約半数が自然軽快する反面、再発率が20ないし40%と高く、再発を繰り返すことにより、びまん性胸膜肥厚を引き起こしたり、胸水が被包化され消退しない場合には、拘束性呼吸機能障害をきたしたりすることがある。」を加える。

イ 原判決分冊1・582頁8行目の「中皮腫若しくはびまん性胸膜肥厚」を「中皮腫、びまん性胸膜肥厚若しくは良性石綿胸水」と、11行目から12行目にかけての「中皮腫又はびまん性胸膜肥厚」を「中皮腫、びまん性胸膜肥厚又は良性石綿胸水」と、それぞれ改める。

ウ 原判決分冊1・582頁14行目の「びまん性胸膜肥厚により」から1

7行目末尾までを、「びまん性胸膜肥厚については、咳と痰、呼吸困難、喘鳴、反復性胸痛、反復性の呼吸器感染等の臨床所見があること、良性石綿胸水については、再発を繰り返すことにより、びまん性胸膜肥厚を引き起こしたり、「胸水が被包化され消退しない場合には、拘束性呼吸機能障害を来したりすることがあることに照らすと、これらの疾患による精神的苦痛は、じん肺において、著しい肺機能の障害があると認められる場合である管理4と同等のものであると認めるのが相当である。」と改める。

エ 原判決分冊1・583頁14行目の「③ 管理4、肺がん、中皮腫又はびまん性胸膜肥厚 2200万円」を「③ 管理4、肺がん、中皮腫、びまん性胸膜肥厚又は良性石綿胸水 2200万円」と改める。

## 2 慰謝料額の修正要素

### (1) 事業者の責任との関係での1審被告国責任

ア 前記第1節第5の1のとおり、1審被告国が安衛法関係において定める規制は、あくまでも労働災害防止のための最低基準であり、労働者の安全の確保は、基本的には事業者の責任により行われるものであるから、1審被告国責任は、これを補完する二次的なものであると解される。

そして、被災者らの石綿関連疾患の罹患という健康被害は、1審被告国の規制権限の不行使だけでなく、事業者の労働者に対する安全配慮義務を通じた監督義務の不履行、そして、1審被告企業らは、共同不法行為等の損害賠償責任を負わないものの、1審被告企業らが製造又は販売した石綿含有建材による石綿粉じんへの曝露が総合して生じているものと考えられる。

したがって、被災者らの石綿関連疾患の罹患という健康被害に対する1審被告国責任（寄与度）は、その他の原因との関係で、1審被告国責任が肯定される1審原告らに対し、それぞれの損害額の3分の1の金額の限度で責任を負うにとどまるものと解するのが相当である。

## イ 1審原告らの主張に対する検討

1審原告らは、1審被告国は、1審被告企業らと共同不法行為又は競合的不法行為の関係に立つから、1審原告らが被った損害につき、全部責任を負うというべきであり、1審被告国の責任を減額することは許されない旨主張する。

しかし、第3節第5及び第6のとおり、石綿含有建材を製造又は販売した1審被告企業らは、1審原告らに対し、民法719条1項前段もしくは後段（類推適用を含む。）又は製造物責任法3条に基づき、損害賠償義務を負わないのであるから、1審原告らの上記主張は、その前提において採用することはできない（1審原告らは、1審被告国と1審被告企業らとは、競合的不法行為に立つとも主張するが、1審被告企業らの加害行為（共同不法行為ないし共同行為）自体が証明されているとはいえないことは、前記第3節第5のとおりである。）。そして、1審被告国が1審原告らに負うべき責任は、前記アのとおり、二次的なものということができ、1審被告国は、損害の公平な分担という不法行為の制度趣旨に照らして減額することは許されるから、1審原告らの上記主張は採用することができない。

- (2) 1審被告国の本件責任期間外において、建設作業に従事した期間がある被災者ら及び1審被告国の本件責任期間において、建設作業に従事した期間が短期間にとどまる被災者らに対する1審被告国責任

被災者の中には、1審被告国の本件責任期間外に建設作業に従事していた者も多数存在し、それらの者は、1審被告国の本件責任期間における石綿粉じん曝露と同期間外の石綿粉じん曝露とが複合的・重畳的に作用した結果、石綿関連疾患に罹患したものと認められる。

また、肺がんに罹患した被災者で、1審被告国の本件責任期間に10年以上石綿粉じん曝露作業に従事したと認められない被災者らもあり、これらの被災者については、1審被告国が被災者との関係で責任を負わない期

間における石綿粉じん曝露も、一定の限度で肺がんの発生に寄与しているものと認められる。そこで、1審被告国への負うべき損害賠償額が問題となる。

#### ア 石綿肺及び肺がんに罹患した者

(ア) 原審・前提事実3(1)ア（原判決7頁）によれば、石綿肺については、一般的に10年以上の曝露歴が必要であると認められる。また、前記第2の1(1)ア(ウ)によれば、労災の石綿関連疾患である肺がんの認定要件において、肺がんに罹患した者については、10年以上の石綿曝露作業への従事期間が要求されていることが認められる。

そうすると、1審被告国の本件責任期間に、10年以上石綿曝露作業に従事した者については、同期間の石綿粉じん曝露のみでも、石綿肺又は肺がんに罹患する可能性が十分にあったということができる。

したがって、石綿肺又は肺がんに罹患した被災者らで、1審被告国の本件責任期間に10年以上石綿粉じん曝露作業に従事した者（この被災者の作業従事期間は、労働者の地位に基づくもののほか、一人親方等の地位に基づくものを含む。以下同じ。）については、いずれも、同期間の石綿粉じん曝露のみでも各疾患を生ぜしめるに十分であったといえるから、本件責任期間より前に石綿粉じん曝露を受けていた事実があったとしても、そのことは、慰謝料の減額事由となるものではない。

(イ) 肺がんに罹患した被災者らで、1審被告国の本件責任期間に10年以上石綿粉じん曝露作業に従事したと認められない者（原告番号のみで示すと、1審原告1-3, 1-126, 2-60-1, 2-60-2, 2-92）については、1審被告国が被災者らとの関係で責任を負わない期間における石綿粉じん曝露も、一定の限度で肺がん又は石綿肺の発生に寄与しているものと認められるが、他方で、1審被告国の本件責任期間の長さ、1審被告国の責任の大きさに照らすと、そのような者について減額をするとても、その減額は、一律1割にとどめるのが相当であ

る。

(ウ) 1審原告らの主張に対する検討

1審原告らは、1審被告国の責任期間に労働者として就労した期間が短期の者を減額することは誤りである旨主張する。

しかし、被災者らのうち、1審被告国の本件責任期間内に石綿関連疾患罹患に通常必要とされる職業曝露期間に不足する者は、1審被告国の本件責任期間外の石綿粉じん曝露と相まって石綿関連疾患に罹患したものと推認されるから、本件責任期間外の影響を考慮して損害額を減額することが、損害の公平な分担という不法行為の制度趣旨に照らして許されないと解する理由はなく、他方で、前記(イ)のとおり、そのような者について減額をするとしても、その減額は、一律1割にとどめるのが相当であるところ、この程度の減額であれば、減額された者とそうでない者との間で、不合理な格差といえる程度の乖離が生ずるともいえない。

したがって、1審原告らの上記主張は採用することができない。

イ 中皮腫に罹患した者

原審・前提事実3(3)ア（原判決11頁）によれば、中皮腫について、職業曝露によるとみなせるのは、概ね1年以上の石綿曝露作業従事歴が認められた場合であると認められる。また、前記第2の1(1)ア(エ)によれば、労災の石綿関連疾患である中皮腫の認定要件において、中皮腫に罹患した者については、1年以上の石綿曝露作業への従事期間が要求されていることが認められる。

したがって、中皮腫に罹患した被災者らで、1審被告国の本件責任期間に1年以上石綿粉じん曝露作業に従事した者については、同期間の石綿粉じん曝露のみでも上記疾患を生ぜしめるに十分であったといえるから、本件責任期間より前に石綿粉じん曝露を受けていた事実があったとしても、そのことは、慰謝料の減額事由となるものではない。

#### ウ びまん性胸膜肥厚に罹患した者

前記第2の1(1)ア(オ)によれば、労災の石綿関連疾患であるびまん性胸膜肥厚の認定要件において、びまん性胸膜肥厚に罹患した者については、3年以上の石綿曝露作業への従事期間が要求されていることが認められる。

そうすると、1審被告国の本件責任期間に、3年以上石綿曝露作業に従事した者については、同期間の石綿粉じん曝露のみでも、びまん性胸膜肥厚に罹患する可能性が十分にあったということができる。

したがって、びまん性胸膜肥厚に罹患した被災者らで、1審被告国との本件責任期間に3年以上石綿粉じん曝露作業に従事した者については、同期間の石綿粉じん曝露のみでも上記疾患を生ぜしめるに十分であったといえるから、本件責任期間より前に石綿粉じん曝露を受けていた事実があったとしても、そのことは、慰謝料の減額事由となるものではない。

#### エ 良性石綿胸水に罹患した者

原審・前提事実3(4)ア（原判決12頁）によれば、良性石綿胸水は、石綿曝露量が多いほど発症率が高く、中・高度曝露者では、10年以内に発症するとされていることが認められる。

そうすると、1審被告国との本件責任期間に、10年以上石綿曝露作業に従事した者については、同期間の石綿粉じん曝露のみでも、良性石綿胸水に罹患する可能性が十分にあったということができる。

したがって、良性石綿胸水に罹患した被災者らで、1審被告国との本件責任期間に10年以上石綿粉じん曝露作業に従事した者については、同期間の石綿粉じん曝露のみでも上記疾患を生ぜしめるに十分であったといえるから、本件責任期間より前に石綿粉じん曝露を受けていた事実があったとしても、そのことは、慰謝料の減額事由とはなるものではない。

### (3) 肺がんに罹患した者で喫煙歴のある者に対する1審被告国の責任

#### ア 検討

原判決・前提事実3(2)ウ（原判決10頁。ただし、前記第2章第2節第5の2で付加訂正後のもの）によれば、①石綿曝露と肺がん発生との間には、喫煙との相乗作用があり、石綿曝露もなく、喫煙しない人の肺がんリスクを1とすると、石綿曝露者では5倍、喫煙者では10倍、石綿曝露と喫煙の両者のある人は50倍になるといわれていること、②喫煙の肺がんのリスクの高さを示すプリンクマン指数が400を超えると、喫煙による肺がんリスクが高いグループであるとされていること、以上の事実が認められる。

そうすると、1審被告国に肺がんによる損害を賠償させるに当たり、肺がんに影響を及ぼす喫煙歴を斟酌することが相当であるが（民法722条2項類推適用），他方で、1審被告国の本件責任期間の長さ、1審被告国の責任の大きさに照らすと、喫煙歴のある被災者について減額をするとても、その減額は、一律1割にとどめるのが相当である。

#### イ 1審原告らの主張に対する検討

この点、1審原告らは、喫煙により1審原告らが肺がんに罹患したことは何ら証明されておらず、仮に、1審原告らの肺がん罹患に喫煙が一定程度寄与しているとしても、そのことをもって、喫煙の発がん性についての警告表示を十分にせず、販売活動を促進してきた1審被告国との関係で、1審原告らの損害額を減額することは損害の公平な分担に反する旨主張する。

しかし、前記のとおり、喫煙と肺がんの関連性は疫学上明らかであり、肺がんに罹患した1審原告らにつき、喫煙歴をその損害額算定に当たって考慮することは、何ら損害の公平な分担に反するものではない。また、1審原告らが主張する1審被告国に関する事情（たゞこの警告表示の内容や販売活動の促進等）を考慮しても、上記喫煙歴を上記1審原告らの損害賠償額の算定に当たって一切考慮することが許されないとまではいえない。

したがって、1審原告らの上記主張は採用することができない。

#### ウ 1審被告国に対する検討

他方で、1審被告国は、喫煙歴のある者については、民法722条2項を類推適用して、少なくとも3割の、プリンクマン指数が400を超える者については、少なくとも5割を超える減額がなされるべきである旨主張する。

しかし、1審原告らの喫煙歴を考慮してその損害額を減額するとしても、損害の公平な分担という観点に照らすと、喫煙歴が肺がん罹患に原因力を及ぼす疫学的な影響度という観点のみならず、1審被告国の責任の重大さも考慮して判断すべきところ、前記アのとおり、1審被告国の責任の大きさにかんがみると、その減額は、一律1割にとどめるのが相当であるから、1審被告国に対する検討は採用することができない。

### 3 1審原告らの損害額等

#### (1) 相続関係

被災者（被承継者）が既に死亡している場合、その相続関係（承継関係）は、記録上明らかな事実及び弁論の全趣旨によれば、1審原告らの個別的事情（原判決分冊2・別紙「個別の原告等についての原告らの主張」（ただし、別紙10「原判決分冊2の付加訂正」による訂正後のもの）のとおりであると認められる。

なお、1審原告2-95-1 [REDACTED]、1審原告2-95-2 [REDACTED]、1審原告2-95-3 [REDACTED] 及び1審原告2-95-4 [REDACTED] の被承継人亡 [REDACTED]（フィリピン国籍）には、その相続（被災者 [REDACTED] の妻であった亡 [REDACTED] の相続分4分の3。民法900条3号参照）に関して、被相続人の本国法であるフィリピンの民法が適用され（法の適用に関する通則法36条）、フィリピン民法によれば、全血の兄弟姉妹の相続分は、半血の兄弟姉妹の相続分の2倍と

する旨が定められているところ、上記 [ ] には、全血の兄弟姉妹が、1審原告2-95-1 [ ] のほか2人おり、半血の兄弟姉妹が1審原告2-95-2 [ ] 、1審原告2-95-3 [ ] 及び1審原告2-95-4 [ ] の3人がいるから、その相続分は、1審原告2-95-1 [ ] が9分の2、その余の者が各9分の1となるものと認められる。

#### (2) 労働者・一人親方等の作業従事期間

別紙3-2「認容額等一覧表」の「作業従事期間」欄に記載の期間は、労働者であると主張する被災者らについては、前記第1の2(2)アのとおり、1審原告1-209 [ ] を除き（1審被告国は、前記第1の1(2)ウのとおり、1審原告 [ ] に対し、国賠法1条1項の責任を負わない。）、1審被告国との間で争いはない。

また、前記第1の2(2)イのとおり、被災者らのうち、一人親方等に該当する者及びその作業従事期間は、別紙3-2「認容額等一覧表」の「作業従事期間」欄に記載のとおりである。

#### (3) 1審被告国の本件責任期間内の作業従事期間

前記第1の1(1)のとおり、1審被告国の本件責任期間は、昭和50年10月1日ないし平成16年9月30日であるから、これと重なる期間（ただし、1審被告国が責任を負わない1審原告らに関する分を除く。）は、別紙3-2「認容額等一覧表」の「1審被告国の本件責任期間内の作業従事期間」欄に記載のとおりである。

#### (4) 被災者らの石綿関連疾患の罹患等

前記第2の1(7)のとおり、前記1審原告（被災者）らの石綿関連疾患罹患の有無及びその内容、被災者らの死亡の有無及び死因については、1審被告倉敷紡績が争っている1審原告2-16の被災者の死因が石綿粉じん曝露にあるのかという点を除き、別紙3-2「認容額等一覧表」の「石綿関連疾患」

欄に記載のとおりである（1審原告2-16の被災者の死因が石綿粉じん曝露にあるものとは認められない。）。

(5) 石綿関連疾患の発生に必要な石綿曝露作業従事期間

石綿関連疾患の発生に必要な石綿曝露作業従事期間は、前記2(2)アないしエで説示したとおりであるが、これを被災者ごとに示せば、別紙3-2「認容額等一覧表」の「左記疾患発生に必要な石綿曝露作業従事期間」欄に記載のとおりである（ただし、1審被告国が責任を負わない1審原告らに関する分を除く。）。

(6) 被災者ごとの基準となる慰謝料額の当てはめ

基準となる慰謝料額は、前記1で説示したとおりであり、1審被告国が責任を負うべき1審原告（被災者）ら（ただし、1審原告2-16の被承継人亡[ ]を除く。）ごとに当てはめれば、別紙3-2「認容額等一覧表」の「基準となる慰謝料額」欄に記載のとおりとなる。

ただし、前記第2の1(6)イで説示したとおり、1審原告2-16の被承継人亡[ ]については、石綿粉じん曝露がその死亡原因となっていることを認めるに足りる証拠はないから、生前の労災認定の内容である石綿肺・じん肺管理区分3イ相当・続発性気管支炎を前提として、前記1の慰謝料の原則的基準としては、じん肺管理区分3で合併症のある者として、1800万円の基準を適用するのが相当である。

(7) 喫煙歴の有無等

肺がんに罹患した被災者らについての喫煙癖の有無及びその認定根拠となる書証は、別紙3-2「認容額等一覧表」の「喫煙の有無」欄に記載のとおりである。前記2(3)アのとおり、被災者らのうち、肺がんに罹患した者で、喫煙歴を有する者の減額割合は、一律1割にとどめるのが相当である。

(8) 1審被告国の本件責任期間中、石綿関連疾患ごとの作業従事期間に満たない者の減額

石綿関連疾患ごとの作業従事期間は、前記2(2)アイで説示したとおりであるところ、上記の減額対象者は、肺がんに罹患した被災者らで、1審被告国 の本件責任期間に10年以上石綿粉じん曝露作業に従事したと認められない者（原告番号のみで示すと、1審原告1-3, 1-126, 2-60-1, 2-60-2, 2-92）である。

(9) 弁護士費用相当額の損害

1審原告らの弁護士費用相当額の損害は、本件訴訟に現れた一切の事情を考慮し、各認容額の1割とするのが相当である。

(10) 認容額・遅延損害金の始期

以上を基礎として、1審被告国に対する請求を認容すべき1審原告らの1審被告国に対する認容額及びこれに対する遅延損害金の始期について判断すると、その結論は、別紙3-2「認容額等一覧表」の「1審被告国に対する認容額」欄に記載の各金額及び同別紙の「遅延損害金起算日」欄に記載の年月日のとおりとなる。

1審被告国に対する請求を認容すべき1審原告らについては、別紙3-2「認容額等一覧表」の「遅延損害金起算日」欄に記載の年月日は、証拠（甲D号証、甲D2号証（いずれも枝番号分を含む。））及び弁論の全趣旨によれば、訴訟承継した1審原告に係る被災者の死亡日、労災認定日（労災保険法に基づく給付の支給決定日及びその通知日並びに石綿健康被害救済法に基づく給付の支給決定日及びその通知日）、療養補償給付たる療養の給付請求の請求日もしくは労災認定日の後の日又はじん肺管理区分の認定を受けた日である。

1審原告（被災者）らには、遅くとも上記各時点での損害が発生していると認められるから、1審被告国は、上記各時点において、その請求を認容すべき1審原告らとの関係において、遅滞に陥っているものと認められる。

第5章 結論

## 第1 1審原告らの1審被告国に対する請求について

- 1 被災者らのうち、建設作業（石綿吹付け作業及び屋内建設作業）に従事し、石綿粉じんに曝露したことにより、石綿肺、肺がん、中皮腫等の石綿関連疾患に罹患したと認められる者については、労働者か、一人親方等かに関わりなく、1審被告国は、建設作業従事者の石綿粉じん曝露を防止するために、建設作業従事者を使用する事業者等に対し、建設現場において、安衛法に基づく規制権限を適時にかつ適切に行使すべきであったのに、これを怠ったと認められるから、1審被告国の本件責任期間（昭和50年10月1日から平成16年9月30日までの間）において、上記建設作業に従事し、石綿関連疾患に罹患した被災者らに対し、国賠法1条1項に基づき、損害賠償義務を負う（ただし、別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載2の1審原告らについては、原判決の認容額と当審判決の認容額とが同額である。）。
- 2 建設作業従事者のうち、1審被告国の喫煙による減額の主張が当審で認められた者及び当審における訴訟承継の結果、原判決の認容額より当審判決の認容額の方が少額にとどまる者（以上の者につき、別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載3の1審原告ら参照）については、1審被告国は、国賠法1条1項に基づき、上記の限度でしか損害賠償義務を負わない。
- 3 建設作業従事者のうち、①石綿肺への罹患が認められない者、②1審被告国 の本件責任期間外の者及び③屋内作業以外の作業（屋外作業）に従事した者（以上の者につき、別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載1の1審原告ら参照）については、1審被告国は、国賠法1条1項に基づき、損害賠償義務を負わない。
- 4 したがって、1審原告らの1審被告国に対する請求については、上記1及び2の限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がない。

## 第2 1審原告らの1審被告企業らに対する請求について

- 1 石綿含有建材を製造又は販売した1審被告企業らは、1審原告らに対し、民

法719条1項前段もしくは後段（類推適用を含む。）又は製造物責任法3条に基づき、損害賠償義務を負わない。

2 したがって、1審原告らの1審被告企業らに対する請求については、上記1のとおり、いずれも理由がない。

### 第3 当審判決の結論

1 当審における結論は、次のとおりである。

(1) 1審原告らの1審被告国に対する請求については、前記第1の1及び2の限度で理由があるところ、これと一部異なる原判決は一部失当である。したがって、

ア 別紙3-1 「増額変更される1審原告ら一覧表」記載の1審原告らの1審被告国に対する本件各控訴の一部は理由があるから、原判決分冊1の主文第1項及び第2項のうち、上記の各1審原告らの1審被告国に対する請求に係る部分を、当審判決主文第1項のとおり変更する。

イ 1審被告国別紙3-3 「棄却原告など一覧表」記載3の1審原告らに対する本件控訴の一部は理由があるから、原判決分冊1の主文第1項及び第2項のうち、上記の各1審原告の1審被告国に対する請求に係る部分を、当審判決主文第2項のとおり変更する。

ウ 別紙3-3 「棄却原告など一覧表」記載1ないし3の1審原告の1審被告国に対する本件各控訴は、いずれも理由がないから、当審判決主文第3項のとおり、これらをいずれも棄却する。

エ 1審被告国の前記イの1審原告らに対する本件控訴を除く、その余の本件控訴は、いずれも理由がないから、当審判決主文第4項のとおり、これをいずれも棄却する。

(2) 前記第2の2のとおり、1審原告らの1審被告企業らに対する請求はいずれも理由がないから、これらをいずれも棄却した原判決は相当であって、1審原告らの主位的控訴及び予備的控訴（「直接取扱い建材」による予備的控

訴及び「主要曝露建材」による予備的控訴)は、いずれも理由がないから、当審判決主文第5項のとおり、これらをいずれも棄却する。

(3) 前記第2の2のとおり、1審原告らの1審被告企業らに対する請求はいずれも理由がないから、当審において、1審被告企業らに対する遅延損害金請求を追加し、又は拡張した1審原告ら(原告番号1-46, 1-52, 1-94, 2-12-1, 2-12-2)の追加請求及び拡張請求は、当審判決主文第6項のとおり、これらをいずれも棄却する。

(4) 仮執行の宣言について、前記(1)ア及びイの1審原告らと1審被告国との関係で、当審判決主文第8項のとおり、1審被告国に本判決が送達された日から14日を経過した時から、仮に執行することができる。

(5) なお、別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載2の1審原告ら及び原審と当審とで認容額(総額)に変わりはないが、当事者が異なるため、当審判決で給付判決の主文を言い渡す1審原告2-21 [ ] については、仮執行の趣旨を明確にするため、当審判決主文第8項において、改めて仮執行宣言を付することとする。

また、別紙3-3「棄却原告など一覧表」記載2の1審原告らについては、上記1審原告らの本件各控訴及び1審被告国の上記1審原告らに対する本件控訴は、前記(1)ウ及びエのとおり、いずれも棄却されるので、上記1審原告らの各請求につき、当審では、仮執行宣言を付さないこととする(したがって、上記1審原告らについては、原判決主文第4項で付された仮執行宣言につき、原審でされた執行停止決定の効力が当審判決の言渡しによって消滅し、その仮執行宣言の効力が復活するところ、1審被告国において、上記仮執行宣言の効力の阻止を考えるのであれば、改めて当審に上告提起等に伴う執行停止の申立ての手続をとる必要がある。)。

(6) 当審で仮執行宣言を付した1審原告らについては、1審被告国の仮執行免脱宣言の申立てに基づき、別紙3-2「認容額等一覧表」の「仮執行免脱宣

言の担保額」欄に記載の各金員の担保を供するときは、その執行を免れることができる。

2 よって、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第10民事部

裁判長裁判官 大段亨

裁判官 小林元二

裁判官 河村浩